岐阜県政記者クラブ加盟社　各位

令和７年３月２１日（金）岐阜県発表資料			
担　当　課	担　当　係	担　当　者	電　話　番　号
技術検査課	建設業企画監	溝口	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX　058-278-2734
出納管理課	用　度　係	伊藤	内線 8021 直通 058-272-8715 FAX　058-278-2787

入札参加資格停止の措置について

１　概　要

パナソニックＥＷエンジニアリング（株）は、建設業法第１５条第２号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第２６条第１項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第２８条第１項本文及び同項第２号に該当するとして、令和７年１月３１日、近畿地方整備局長は、同社に対し監督処分（指示処分、営業停止命令）を行った。

２　対　応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第２第１項及び別表第２第５号並びに「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」第２第１項及び別表第２第５号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

３　停止措置業者

パナソニックＥＷエンジニアリング（株）（本店：大阪府大阪市）

４　停止期間

令和７年３月２２日から令和７年８月２１日まで（５カ月）

５　参　考

〇岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）

（資格停止）

第２　知事は、有資格業者が別表第１又は別表第２に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第２

措　　置　　要　　件	期　　間
（建設業法違反行為） ５　建設業法（昭和２４年法律第１００号）の規定に違反し、県工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	２カ月以上９カ月以内

○岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領（抜粋）

（入札参加資格停止）

第２　知事は、有資格業者が別表第１及び第２に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置（以下「入札参加資格停止」という。）を行うものとする。

別表第２

措　　置　　要　　件	期　　間
（不正又は不誠実な行為） ５　別表第１及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	１カ月以上９カ月以内